

○防衛省告示第百六十二号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和三年防衛省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

防衛大臣 岸 信夫

第五十号の表対象防衛関係施設の区域の項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第五十号の表対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項中「石川伊波、石川楚南、石川東恩納、石川山城」を「石川楚南、石川山城」に改め、同項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）